

三重県立鈴鹿青少年センター事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県体育協会
管理運営方針に関する事項	<p>本協会は、平成13年からの運営実績で得た様々な情報や経験を最大限に生かし、下記基本方針に基づき、三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）の管理運営を適切に実施します。</p> <p>1. 施設の設置目的を果たす管理運営 施設の設置目的である「青少年の健全育成」と「社会教育の推進」に向けた管理運営と事業展開を行います。</p> <p>2. 三重県の施策に貢献できる管理運営 三重県の目標である「県民力で目指す『幸福実感日本一』の三重」の達成に向けて、三重県の推進する施策に貢献します。</p> <p>3. 多様な地域の人材活用と多様な主体との協働 「多様な主体との協働」に向け、近隣地域で活動する方々や企業・学校・社会教育関係団体、自治会等、様々な団体と連携した事業に取り組みます。</p> <p>4. 費用対効果の最大化 P D C Aサイクルにより事業目的の達成度や事業コスト等を検証し、事業の質の向上に努めます。</p> <p>5. 安全・安心で快適な施設環境の提供 利用団体が安全で快適な活動を行える施設の維持管理に努め、現代のライフスタイルに合わせた改修等、快適性や利便性を向上させます。</p> <p>6. 施設の長寿命化を図る維持管理 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、修繕等を適切に行い長寿命化を図ることでライフサイクルコストの削減に取り組みます。</p>
管理業務に関する事項	<p>1. 施設等の維持管理及び修繕に関する事項 30年以上経過した施設のため、共通仕様書や必要に応じた関係法令の基準以上の予防保全と修繕を適切に行うことで、設備等の大規模破損の防止に努め、効率的、安定的な維持管理を行います。</p> <p>2. 利用者の安全確保、事故防止策、危険箇所等の早期発見及び措置に関する事項 利用者が安全に施設を使用できるよう、事前防止、危険箇所発見時の早期対応、事象発生時の初期対応、事後対策の4点の強化に努めます。</p> <p>3. 緊急時、事故発生時の対応 緊急時対応を行うための危機管理マニュアルを策定し、マニュアルに基づく訓練を定期的に行い管理体制の強化に取り組みます。</p> <p>4. 個人情報の取り扱い 関係法令、条例及び本協会の個人情報保護実施要領を遵守し、職員等への研修等を行なながら厳格な管理体制で個人情報を保護します。</p> <p>5. 情報公開への対応 関係法令、条例及び本協会の情報公開実施要領を遵守しつつ、本協会及びセンターのホームページに運営に関する情報を積極的に公開し、透明性や信頼性を高めます。</p>
運営業務に関する事項	<p>センターの設置目的の達成と県施策の実現を目標に、多様な主体との連携、体験学習機会の拡充、センター設置目的の達成の基本コンセプトの下、企画・運営に取り組みます。</p> <p>1. 多様な主体との連携 三重県教育ビジョンにある「多様な主体による教育の推進」に向けて、三重まるごと自然体験ネットワーク、学校、社会教育団体や企業等の多様な主体と連携しつつ、地域で活動する団体や指導者とも連携した事業に取り組みます。</p> <p>2. 体験学習機会の充実 社会教育の推進に向けて、青少年健全育成団体などと連携した様々な体験活動を提供する体制の整備に取り組みます。</p> <p>3. センターの機能を生かした事業 センターや隣接する三重県営都市公園鈴鹿青少年の森等が有する機能や設備を活用し、利用者に自然体験をはじめとする様々な活動を提供します。</p> <p>4. 学校の教育課程にふさわしい体験活動 学校の教育課程にふさわしい集団宿泊的行事としての利用をする際に各学校の目的が達成できるよう体験活動のサポートを行います。</p> <p>5. 地域や施設の特性を生かした事業 センターのある鈴鹿市の産業特性や、宿泊・研修・調理等センターの持つ機能を生かし、地域の企業や団体等と連携した青少年や青少年育成関係者対象の各種体験事業に取り組みます。</p>

三重県立鈴鹿青少年センター事業計画書の要旨

運営業務に関する事項	6. 事業に向けた利用者サービス
	宿泊施設というサービス業の側面から、青少年の成長に合わせた飲食メニューの提供や清潔な寝具供給を行うと共に、顧客満足度向上に向けてレストラン対応時間の拡大等に取り組みます。
	7. 助成事業の活用
	事業実施に伴う財源として、助成事業の活用とセンターの事業趣旨に協賛いただく企業等の獲得に取り組みます。
	8. 利用許可に関する事項
	条例の範囲内で可能な限り利用者にわかりやすく簡素な手続きにすると共に、閑散期には柔軟な受入ができる公平・公正な許可手続きの策定に取り組みます。
	9. 利用者の利便性を考慮した施設運営
	顧客満足度向上に向けて、アンケート得られた意見に対する対応を通じて利用者目線を取り入れつつ、受付時間の延長、利用時間の延長等を行うことで利便性向上に向けた施設運営に取り組みます。
	10. 利用料金の設定
	現在のサービスを低下させることなく、社会教育施設の役割を果たすために利用料金は現状に据え置くと共に、免除規程については条例免除項目以外に独自の免除項目を定めます。
	11. センターの情報発信・提供に関する事項
	小中学校への直接要項配布の他に、ホームページ・地域FMラジオ・本協会広報誌等様々なメディアや媒体を活用して、情報発信に取り組みます。
収支計画に関する事項	12. 利用促進に関する事項
	近隣小中学校を初めとする県内の学校への働きかけと閑散期に向けた各種団体へのPRに取り組むと共に、利用者アンケートで得られた意見への対応、フィードバック、データベース化を進めます。
	1. 収入の算出
組織及び人員に関する事項	過去の運営実績から算出した利用者の動向とセンターを取り巻く環境の変化も加味して算出を行いました。
	2. 支出の算出
	現状提供しているサービスレベルの維持・向上するために必要な経費を計上しつつ、中長期整備計画で予定している修繕、新規事業に必要な経費や予定される消費税の変更に要する経費を計上しました。
組織及び人員に関する事項	3. コスト削減の取組
	外部委託の見直し、固定経費の人件費の効果を最大化するための勤務体制変更、省エネ、初期修繕の徹底によって、更なるコスト削減に取り組みます。
	1. 組織体制
	現地で管理する総括責任者と総括補佐を配置することで現地の管理体制を確保すると共に、必要に応じて事務局から応援できる体制も整備し、スムーズな運営体制を確保します。
	2. 人員配置
	1年単位の変形労働時間制と3交代勤務を導入し、勤務編成可能な人員数を確保することで時期等に応じた効率的な人員配置を行います。
	3. 利用者の視点に立った施設環境
	統一したユニフォーム着用と共に、アンケートで得られた意見に基づき、施設改善など、利用者の目線に立った施設環境の整備に取り組みます。
	4. 施設ボランティアの活用
	体験活動の指導や主催事業でのサポートなど様々な場面でボランティアの方々の協力を得ることで、多様な主体による教育の推進に取り組むと共に、地域に開かれた施設を目指します。
収支計画書 (千円)	5. 職員の人才育成
	公共施設で働く職員に必要とされるスキルを身につけるよう様々な研修を行い、社会教育施設にふさわしい人材を育成します。
	年度
	30年度
	31年度
	32年度
	33年度
	34年度
	備考
内訳	収入合計
	108,697
	指定管理料
	60,082
	利用料金収入
	42,400
	参加料収入
	3,120
	その他収入
	3,095
支出合計	108,697
	109,504
	110,700
	111,150
	111,050
	62,096
	42,750
	42,650
	3,120
	3,184
	3,184
	111,050